

令和6年 第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第113号

令和6年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月27日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年9月4日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和6年第3回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月4日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
-----------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦 事務局課長補佐 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之	総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長補佐	高橋祐樹
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

建設土地改良課長の代理で高橋課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。あかあかと日はつれなくも秋の風、芭蕉の句ですが、日中は残暑厳しい中ですが、風の音に秋を感じる今日この頃になりました。

台風10号につきましては、大雨警報が発令され、高齢者等避難を発令いたしました。まんのう町ではほとんど被害もなく、安堵いたしました。今後は台風シーズンになりますので、危機感を持って対応に当たってまいりたいと考えております。

本日、令和6年第3回9月まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集賜りましてありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、報告1件、決算認定7件、議案9件、諮問1件及び選挙1件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程等は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

○平田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案9件、同法第233条の規定に基づく決算認定案7件を受理いたしました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づく報告1件、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告3件、人権擁護委員法第6条の規定に基づく諮問案1件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合

議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会、香川県中部ボートレース事業組合議会において定例会及び臨時会が開催され、各会計の補正予算、決算認定等の審議結果の報告がありました。

次に、監査委員より、令和6年5月分から7月分までの例月出納検査の報告、令和5年度分の定期監査、行政監査、決算審査、基金運用状況審査、まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果と意見書の提出があり、受理いたしました。

これらの書類はタブレットの今定例会の議会報告フォルダにそれぞれ入れておりますので、よろしくお願いいたします。

また、陳情書関係で6月定例会以降に3件の陳情書の提出があり、議会運営委員会で審議した結果、いずれも議長預かりとすることになりましたので、写しをタブレット請願・陳情書フォルダに入れ、配付に替えさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、松下一美君。

○松下一美議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月2日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、議会運営委員会委員6名が出席し、議長、執行部、同席の下、第3回定例会の運営について審議しましたので、御報告いたします。

お手元に配付されております議事日程第1号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から、9月27日までの24日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 報告第1号 令和5年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第9 認定第1号 令和5年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について 総務常任委員会付託

日程第10 認定第2号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定について 教育民生常任委員会付託

日程第11 認定第3号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第12 認定第4号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第13 認定第5号 令和5年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第14 認定第6号 令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第15 認定第7号 令和5年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第16 議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第17 議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について 建設経済常任委員会付託

日程第18 議案第3号 まんのう町農村環境改善センター条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第19 議案第4号 まんのう町子ども・子育て会議条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第20 議案第5号 まんのう町公民館条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第21 議案第6号 字の区域の変更について 建設経済常任委員会付託

日程第22 議案第7号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業） 教育民生常任委員会付託

日程第23 議案第8号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について 教育民生常任委員会付託

日程第24 議案第9号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号 総務常任委員会付託

日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決でお願いします。

一般質問は9月5日と6日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、大西豊君、14番、川原茂行君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○大西樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決しました。

日程第4 町政報告

○大西樹議長 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、6月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

最初に、8月8日、16時43分に発生しました日向灘を震源とする地震について評価が行われた結果、同日19時15分、気象庁から香川県を含む南海トラフ地震防災対策推進地域を対象に、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。

これを受けまして、同日19時30分に当町でも災害警戒本部を設置し、8月15日までの1週間、ホームページやオフトークなどで町民に大規模地震に備えて防災対策を取っていただくよう呼びかけました。

また、地震が発生した場合、崖崩れなどにより孤立するおそれがあるため、大川山にある天文台の利用を8月末まで中止するとともに、キャンプ場の利用者に注意喚起を呼びかけるとともに、町主催のキャンプ行事を中止いたしました。

今後とも、いつ発生するか分からない南海トラフ地震に対して、町といたしましても、国、県、その他関係機関と連携し、町民の皆様の安全につながる情報発信等について全力で取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、本町の財政状況について御報告いたします。

本日より開催の9月定例議会において、令和5年度決算認定をお願いいたしておりますが、一般会計の決算状況は実質収支が4億3,381万8,000円の黒字となりました。単年度収支は6,629万円の赤字となり、実質単年度収支につきましても、財源調整のため、財政調整基金を2億円取り崩したものの、1,958万4,000円の赤字となり

ました。

また、財政の健全化を示す各指標について、経常収支比率は令和4年度で完了したものがあなど、公債費が減少したことなどにより2.5ポイント下降し、85.8%となり、実質公債費比率は公債費が減少したことなどにより、前年度に比べて0.2ポイント下降、8.4%となりました。

公債費負担比率につきましては、元利償還金が減少していることなどの要因により、こちらも前年度に比べて2.4ポイント下降し、15.8%となりました。

次に、人口の推移でございます。

香川県の7月末の人口は91万8,513人と、去年同期比で8,321人の減となりました。まんのう町におきましても、7月末現在の世帯数につきましては7,507世帯と、去年同期に比べまして48世帯の増となりましたが、人口につきましては1万7,228人と、224人の減となっております。

次に、防災関係についてでございます。

本年6月15日に国土交通省主催によります水防技術講習会が開催され、本町消防団員35名が参加し、水害に備え水防工法とロープワークの習熟が図られました。

今年度は梅雨前線による避難情報の発令はございませんでしたが、台風の発生や大雨等の気象状況に注視しながら、住民への避難情報の早期発信を心がけ、防災・減災対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、交通安全対策関連についてでございます。

香川県下の本年における交通事故死者数は、8月1日現在、年累計で18件、19人となり、去年同期16件、16人と比べ、2件、3人増加しております。

町内におきましては、今年の7月末時点で人身事故発生件数25件、去年同期30件で、5件減少、負傷者数は29人、去年同期36人で、7人減少しております。

9月21日から30日には秋の全国交通安全運動が実施されますが、まんのう町におきましても、早朝や夕方のキャンペーンなどを通じて、早めのライト点灯、全席シートベルト着用の徹底や、歩行者、自転車利用者に対する反射材活用の啓発に取り組んでまいります。

次に、農業関係についてでございます。

まず、昨年度より進めております農業に関する地域計画の進捗につきまして報告いたします。

町内7地区で第3回目の農業者座談会を6月17日から25日にかけて開催し、地域農業を担う者の選定を協議いたしました。計画の策定は順調に推移しておりますので、当初計画どおり、令和7年3月に公告いたします。

また、地域計画の策定に併せて、香川県が本年度から実施しております「多様な農業人材経営計画認定制度」を積極的に活用し、非担い手農家への支援などの取組を継続的に推進してまいります。

続いて、ひまわりプロジェクトについて報告いたします。

今年度は約13ヘクタールの農地に作付が行われて、ひまわり振興協議会で適正な管理ができているか確認を行い、管理不十分な栽培者に対しては指導を行いました。

今年度の出来栄えにつきましては、播種作業完了後からの雨量が多く、天候が安定しなかったことなどから生育が悪く、例年に比べて収穫量は減少すると推察しております。

次に、森林関係について報告いたします。

令和6年3月に策定しております「まんのう町豊かな森林づくり基本計画」に基づきまして、今年度は森林資源の状況を把握することを目的として、レーザー計測による森林資源解析に取り組むために公募型プロポーザルによる業者選定を行い、令和6年7月1日付で森林資源情報データの解析・整備に着手したところであります。今年度中にその成果を踏まえまして、森林整備に必要な過密林分の抽出や搬出間伐計画の策定等に着手してまいりたいと考えております。

続いて、国指定特別天然記念物コウノトリの現状について報告いたします。

4月30日にふ化した3羽のひなは、その後、順調に成長し、6月12日に兵庫県立コウノトリの郷公園等や関係機関の御協力の下、足環を装着いたしました。その後、7月3日から4日にかけて無事に3羽の巣立ちを確認することができました。

今年はコウノトリの繁殖2年目となり、新しい取組も始めております。まず5月には、これまで自主的に保護活動をしていただいていた地元の方々や日本野鳥の会香川県支部の皆さんを中心に「まんのう町コウノトリを見守る会」が発足されまして、継続的に保護活動が行える体制が整いました。

また、6月には町内の子供たちを対象に観察会の開催やひなの愛称の募集を行い、3羽のコウノトリの愛称が決まりました。町広報誌の9月号でこれらの特集記事を掲載しておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思います。

これらの保護活動を通して多くの町民の方にコウノトリに興味を持っていただき、コウノトリが生息できるすばらしい自然環境が整っている本町の価値に気づいてもらいたいと思います。この貴重な自然環境を継承できるよう、今後におきましても、見守る会とともに組織的に普及啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域振興関係についてでございます。

今年は、より一層、「ひまわりの町まんのう」をアピールするために、初めての試みですが、「チームでひまわりチャレンジ in まんのう町2024栽培コンテスト」を開催いたしました。募集に際し、12チームの参加があり、各チームに与えられた100平方メートルの区画に大輪の花を咲かせるのはどうしたらよいかを創意工夫し、播種から間引き、除草作業、肥料やり等を行い、栽培を競い合いました。

また、7月13日には、2年ぶりとなる「ひまわりまつり」が盛大に行われ、約3,000人の来場者でにぎわいました。まつりの中で「栽培コンテスト」や「ひまわりフォトコンテスト」の表彰も行われました。

今年も香川大学生が考案し、協働で作業した「ひまわり迷路」には、「どこでもドア」、「幸せの鐘」などを設置したところ、インスタ映えのスポットとして写真撮影や観賞など、町内外から多くの方が来場され、まんのう町を広くPRできたものと考えております。

次に、商工関係についてでございます。

6月号の広報でもお知らせいたしました原油価格・物価高騰などによる町民の家計負担の軽減と地域内の消費喚起による商工事業者の活性化のために、本年度も1万円分のまんのう町地域応援商品券の無料配布を6月末から実施いたしております。現在までに91%の世帯の方が引換えを行っていますが、まだ引換えを行っていない方は、令和7年1月31日まで引換えできますので、御都合のよいときに地域振興課まで引換書と氏名・生年月日・住所等が確認できるものを持って引換えに来てくださいますようお願いいたします。

なお、「まんのう町地域応援商品券」の使用期限も令和7年1月31日までとなっておりますので、御注意ください。

次に、福祉関係についてでございます。

子ども・子育て支援法等の改正に伴い、「こども未来戦略」で掲げる「子ども・子育て支援加速化プラン」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一環として、児童手当制度が本年10月から変更になります。支給対象年齢が高校卒業年度まで拡大されるほか、所得制限の撤廃や第3子以降の支給額が月額1万5,000円から3万円へ増額、また、第3子以降のカウント方法について、これまで高校生年代の児童から第1子としてカウントしていましたが、今後は22歳に到達した年度末までの子供から第1子としてカウントする方法に変更されます。支給回数につきましても、年3回から6回となり、より子育て世帯への生活の安定を目的とした制度となります。

この児童手当制度の改正により、まんのう町では、現在、約2,000名の児童が支給対象となっておりますが、600名程度増え、約2,600名が支給対象となる見込みでございます。

なお、制度改正の内容については、広報誌とホームページにて掲載するほか、対象世帯には個別に申請書を郵送予定としております。

次に、健康増進関係についてでございます。

検診事業では、個別がん検診を町指定の医療機関で7月から12月にかけて実施しております。集団がん検診は10月に実施を予定しております。疾病の早期発見・早期治療のため、定期的な検診の受診をお願いいたします。

予防接種事業では、本年度より新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、インフルエンザワクチン接種と同様に、10月より65歳以上の方を対象に定期接種として実施いたします。接種には費用負担が必要となり、詳細につきましては広報、行政告知放送及び町ホームページなどでお知らせしてまいりますので、接種の御検討をお願いいたします。

また、子供のインフルエンザワクチン接種の助成も実施いたしますので、ぜひ御検討い

たいただきますようお願いいたします。

次に、教育関係についてでございます。

まず、小中学校の修学旅行についてでございますが、中学校は沖縄県に行っておりました。小学校6校については、2学期中に京阪神方面で行う計画となっております。

続きまして、こども園業務支援システムの導入実施についてでございます。

こども園業務支援システムにつきましては、先日、業者選定が完了し、令和7年1月より試験導入、令和7年4月より本格導入いたします。

また、国際交流の一環として実施しておりました中学生国際派遣につきましては、昨年度まではコロナ禍により中止としておりましたが、本年度につきましては、コロナ禍前と同様にシンガポールに派遣いたしました。

次に、中学校の部活動についてでございます。

本年度の県総合体育大会におきまして、剣道部団体、男子が優勝し、全国大会出場、剣道部団体、女子が準優勝、バレーボール男子が準優勝し、四国大会に出場いたしました。

なごなたの全国大会には県選抜チームに3名が選ばれ、満濃中学校といたしましても団体戦で3名が出場し、計6名が出場いたしました。

本年度も全国大会や四国大会で活躍する選手を輩出する満濃中学校の生徒を頼もしく誇りに思う次第でございます。

次に、生涯学習関係についてでございます。

生涯学習関係につきましては、公民館で練習や活動をしている団体の活動発表の場である公民館まつりも実施に向けて計画中であります。

次に、国際交流事業につきましては、国際的視野を広めるとともに、同世代の学生と各種交流活動を行い、国際化時代にふさわしい人材を育てるため、また、文化芸術、観光、音楽、教育、スポーツなどをテーマとした交流を促進するため、7月8日に台湾の屏東大学と交流協定を締結しました。

次に、青少年育成事業につきましては、7月28日には町民文化ホールで「青少年育成特別講演会」として、NPO法人子育てネットひまわり代表、有澤陽子氏を迎えて、「子ども食堂 食事につながる新たなコミュニティの可能性」と題した講演会を開催し、会場には145人の家族連れが訪れ、熱心に聞き入り、青少年に関心を持つ講演会となりました。

次に、生涯学習施設関係につきましては、勤労青少年ホームは働く青少年の生涯学習やコミュニティの拠点、また、避難所となるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしていますが、天井がつり天井となっており、地震時に脱落する危険性があることから、つり天井撤去工事を実施いたします。また、施設の老朽化に伴い、空調、外壁などの改修工事も併せて実施いたします。

次に、支所関係についてでございます。

仲南地区においては、支所周辺を「教育の杜」として住民が集える場を模索していけれ

ばと考えております。仲南こども園の作品展示を仲南支所1階ロビーで実施しておりますので、足を運んでいただければと思います。

続きまして、琴南地区ですが、コロナウイルスの影響で中止続きとなっていました琴南地区の夏の恒例行事でありますことなみイベント協会主催の「ことなみサマーフェスタ」が昨年より再開され、昨年の大盛況を受け、1,600本に増やしていたうちわが今年も完配するほどの大盛り上がりで、約1,800人の参加者が盆踊りや夜空に打ち上がる花火などを楽しみました。

以上、簡単ではございますが、6月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

○大西樹議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、石崎保彦君。

○石崎保彦教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月19日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況について報告がありました。

委員より、診療状況の適用保険種類欄のその他分類について質疑があり、執行部より、その他に分類されるのは、国保、社保、後期高齢者保険等の保険制度の適用を受けながら、乳幼児医療とか難病指定など、他の制度を併用して医療を受けた場合の人数であるとの答弁がありました。

委員より、診療延べ人数の減少要因は自然減であると推測されるとのことだが、この傾向は今後も続くのかとの質疑があり、執行部より、歯科診療は訪問診療も実施しており、ほぼ前年と同数で推移しているが、内科診療においては訪問診療がなく、自然減の影響を受けており、今後も同様の推移が予想されるとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、主要行事についてと戸籍・住基関係・環境関係・マイナンバーカード交付状況について報告がありました。

委員より、外国人用の災害対応マニュアル作成について質疑があり、執行部より、本町においては国際交流協会に依頼して防災とごみ収集についてレクチャーしているが、各国それぞれの言語に対応したマニュアルはないため、今後の課題として取り組みたい。なお、

香川県では、英語・中国語・スペイン語等の防災マニュアルを作成しているので紹介したいとの答弁がありました。

委員より、資源ごみの月別収支額の変動について質疑があり、執行部より、資源ごみは種別によって引取り月と手数料が異なるため、手数料の額によって月別収支に差異が発生するとの答弁がありました。

委員より、資源ごみの収支はトータルでプラスなのかマイナスなのかとの質疑があり、執行部より、人件費等を除外して処分費のみで考えれば、令和2年度から令和3年度はコロナの影響で収入が減っていたが、昨年度あたりから約400万円程度のプラスに転じているとの答弁がありました。

委員より、ごみ袋の納入業者は町内の業者なのかとの質疑があり、執行部より、入札には町内業者も指名しているが、これまでのところ落札には至っていないとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、各係及び地域包括支援センター等の行事報告と、令和5年度の福祉関係実績状況、国民健康保険実績状況、後期高齢者医療保険実績状況、介護保険実績状況について報告がありました。

委員より、各会議や行事はコロナ禍以前の状態に戻ったのかとの質疑があり、執行部より、コロナ禍においては中止や飲食は行わない等の制約があったが、現在はコロナ禍以前の開催状態に戻っているとの答弁がありました。

委員より、子供家庭相談等の住民に深く関わる業務において、担当職員の精神的な負担は発生していないのかとの質疑があり、執行部より、多種多様なケースに関わるため、職員自身におけるメンタル部分の負担は気になっており、一人で抱え込まないようにサポートしているとの答弁がありました。

委員より、最近、家庭内で発生する児童虐待の報道が多いが、まんのう町では発生していないのかとの質疑があり、執行部より、まんのう町ではニュース等で報道されるような痛ましい事案は発生していない。以前に比べ早期の段階で情報が入る環境になっているので、もし報告があった場合には、決められた指標や手順に沿って、関連する部署や団体と連携して対応するとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、事業等の報告と中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、温泉バスの運行について、仲南支所所管のバス運行は路線変更等の見直しを行ったが、満濃地区の運用について見直し等は考えているのかとの質疑があり、執行部より、運行エリアが広いので、利用者が不便にならないように利用状況を精査し、検討したいとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、行事報告と8月1日現在の町内園児・児童・生徒数についての報告のほか、まんのう町認定こども園・学校適正規模・適正配置検討準備委員会設置要綱の案について説明がありました。

委員より、議員が検討準備委員会の構成員になってもいいが、検討委員会には加わらないほうがよいのではないかとの意見があり、執行部より、検討委員会に議員が加わらないという意見ももちろんあると思うが、どのような委員構成が必要かを協議していただくためにも検討準備委員会には加わっていただきたいとの答弁がありました。

委員より、検討準備委員会の構成員のうち、保護者代表の方の選出方法について質疑があり、執行部より、PTAの連合会長の方などの選出で検討したいとの答弁がありました。

委員より、検討準備委員会には教育民生常任委員会の委員長か副委員長が参加すればいいのではないかとの意見があり、執行部より、12月の教育民生常任委員会の開催時をめぐりに意見の集約をお願いしたいとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況についての報告と、四条公民館の多目的ホール使用料及び町立図書館駐車場用地についての説明がありました。

委員より、四条公民館多目的ホールの使用料金についての質疑があり、執行部より、9月議会で上程し、詳細について説明するとの答弁がありました。

委員より、四条公民館の多目的ホールの使用料の条例改正は現行の琴南公民館と同様に別表で記載するののかとの質疑があり、執行部より、現行の別表第2で記載予定であるとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

○鈴木崇容建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月26日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、林道琴南財田2-1号線開設現場（江畑奥）と林道小弥谷左岸線改良事業を現地視察しました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、地籍調査課より、5月10日、令和6年度地籍調査の実施に関する計画及び同作業規程の届出と令和6年度地籍調査地区事業実施告示、5月17日、令和6年度香川県国土調査推進協議会定例総会、5月23日、全国国土調査協会理事会、5月30日、令和6年度まんのう町地籍調査事業測量等業務委託入札、6月13日、令和6年度全国国土調査協会四国ブロック会定例総会、6月20日、全国国土調査協会理事会、7月16日、令和6年度地籍調査課定期監査（令和5年度分）、7月18日、全国国土調査協会第63回定時総会、7月24日、令和6年度地籍調査事業連絡会議・担当者会議、7月26日、令和6年度地籍調査地区地元説明会などの報告がありました。

委員より、住民の方に関わるような法律改正や変更はあったかとの質疑があり、執行部より、直接住民等に関係する法律の改正や変更ではなく、作業工程や規定等の変更であるとの答弁がありました。

委員より、現地調査は計画どおりに予算がつき、大体計画の中で終わるのかとの質疑があり、執行部より、令和10年度に現地調査は終わる見込みとなっているが、これ以上、早期に完了することはないとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会行事報告、農業振興関係行事報告のほか、森林・木育関係行事報告、有害鳥獣捕獲頭数、木育関係実績、コウノトリに関する報告書の説明がありました。

委員より、満濃農村環境改善センター解体工事で、現在、工事の遅れやトラブルはないかとの質疑があり、執行部より、工事の進捗については、今週中にアスベスト処理の工事を終える予定で、工程どおり順調に進んでおり、トラブルなどはないとの答弁がありました。

委員より、農地の集積について、集積が進んでいる地区と進んでいない地区があるが、どのように踏まえているのかとの質疑があり、執行部より、地区別に集積を考察すると、条件のいい農地であっても農業後継者がおらず、近隣の農業法人に貸し付けることがある。また、圃場整備ができていない農地は集積が進まないのが実情であるとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、8月15日現在の主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得補助、地域木材利用住宅等補助事業、水道給水管布設事業、ひまわり推進事業、ものづくりセンター管理運営事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業のほか、ふるさと納税事業、商工事業、移住・定住事業の報告がありました。

委員より、定住者大学等奨学金返還支援制度は想定より多くの方が申請をされたが、支援期間終了後も定住していただけるのかとの質疑があり、執行部より、この制度は5年間の支援期間で実施しているが、期間終了後も定住していただけるかは分からない。だが、

この制度を利用させていただいていることが定住の一端にはなるのではないかと期待しているとの答弁がありました。

委員より、仲南産直市において農産物の商品が少ないことについて質疑があり、執行部より、仲南振興公社と協議し、改善策等について指導したいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

○常包恵総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月27日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、総務課より、5月以降の事業報告、町内の火災発生状況、救急出動状況、交通事故発生状況、選挙人名簿登録者数、防災出前講習状況、交通事故発生日報、消防防災・管財関係工事の実施状況、類似自治体との会計年度任用職員数の比較について報告がありました。

委員より、水防などの対策本部の実績について質疑があり、執行部より、南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意の発令に当たり、災害警戒本部を1週間設置し、設置期間中の日中以外についても管理職が自宅待機で備えており、県内では本町を含む3市町が設置した。また、先日の大雨による土砂災害警戒情報発令により水防本部を設置しており、4月からは2回の実績であるとの答弁がありました。

委員より、台風・大雨などで対策本部の設置が長期間続いたり、設置・解散が繰り返されたことがあったが、職員が仮眠や休憩できる場所の確保はできていたのか。また、司令塔となる対策本部の体制確保についてどう考えているかとの質疑があり、執行部より、近年は災害も増え、水防本部などの設置が増えているため、防災センターの設置を検討したいとの答弁がありました。

委員より、職場に職員が少ないのではとの声を聞くが、8月に休みを取得している職員は多いのか。日常の業務に支障が出ないように休みを取得してほしい。また、職員の有給

休暇の取得率はどのくらいかとの質疑があり、執行部より、6月から10月の間で5日間取得できる夏季休暇の制度があり、業務に支障が出ないように配慮しながら交代で取得している。また、8月1日現在において、夏季休暇の取得は平均1.6日で、年休は1月からの計算となるが、延べ取得率は平均で25.3%であるとの答弁がありました。

また、委員より、こども園のお盆休みなどで苦情があったと聞くがとの質疑があり、執行部より、教育委員会に確認するとの答弁がありました。

委員より、事業報告の中のDXアドバイザーとの面談2回と研修1回の内容について質疑があり、執行部より、中讃地区2市3町で構成している中讃広域行政事務組合で雇用しているDXアドバイザーが各市町を回り、それぞれの市町におけるDXの課題について聞き取りや助言を行ったものである。また、国から業務の標準化が求められていることから、中讃管内2市3町全体で研修会が開催され、本町では総務課のDX担当職員が参加したとの答弁がありました。

委員より、本庁ロビーで開催しているパネル展示を中心とした「ミニミニ原爆展」について、今後も平和行政を進めていただき、広報や告知放送で周知することも検討していただきたいとの意見がありました。

委員より、交通事故の現状について質疑があり、執行部より、人口10万人当たりでの統計になるとワースト上位になる。琴平警察署では、夜間、信号機のない交差点での事故が多いことから、靴などに反射テープを貼る取組をスーパーマーケットや公民館などで行っている。町としても具体的な安全対策の一つとして広めていきたいとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、町が出資する町土地開発公社、ことなみ振興公社、仲南振興公社及びグリーンパークまんのうの令和5年度事業報告や決算報告と連合自治会の事業報告。交通対策関係では、あいあいタクシー事業実績、福祉タクシー実施状況や高齢者の免許返納状況、地域公共交通計画による琴平mobiの運行地区拡大の報告、情報基盤整備事業の報告。人権推進室では、人権啓発事業、男女共同参画推進事業、長尾会館運営状況について説明がありました。

委員より、交通対策事業をあいあいタクシーから福祉タクシー主体に移行してはどうか。また、タクシー会社の経営が成り立つように公費を使うべきでないかとの質疑があり、執行部より、町内のタクシー会社では乗務員が不足しているため、乗務員を増やすための施策を県と連携して検討していく必要があるとの答弁がありました。

委員より、まんのう町は公用車が多いことと1世帯当たりの車の保有台数が多いため、タクシー会社の経営が厳しいのではないか。また、琴参バスが琴平mobiを運行しているのかとの質疑があり、執行部より、琴平mobiはコトバスMXが運行しており、本町の一部まで運行区域を拡大することについては、バス会社、タクシー会社も入った地域公共交通計画策定協議会の中で議論し、了解されている。なお、琴平mobiの運行に当たり、公費は支出していないとの答弁がありました。

委員より、町が出資する公社の決算状況を見ている会計事務所の所見と会計事務所に支払う費用は幾らかとの質疑があり、執行部より、グリーンパークまんのうと琴南振興公社は売上げが回復し、利益も増えている。仲南振興公社は温泉施設休館などにより、町の経営安定化補助金の補助を行っても赤字となっているとの所見が提出されている。また、会計事務所への費用については各公社で行っているので把握していないが、次回までに調査するとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和6年度の町民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の納税義務者数や調定額の状況と、令和5年度の町税、交付金、保険料などの収納状況のほか、コンビニエンスストア決済、スマートフォン決済、口座振替などの実績について報告がありました。

委員より、競売の状況について質疑があり、執行部より、近年では給料や預金口座の差押えを行っているが、不動産については行っていないとの答弁がありました。

次に、会計室より、令和5年度歳入歳出決算額についてと、前回の所管事務調査以後の例月出納検査の監査結果について、監査委員より適正に処理できているとの報告を受けたことの報告がありました。

次に、琴南支所より、5月から7月の事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

委員より、琴南総合センターのワークショップルームの利用実績は発熱外来での利用かとの質疑があり、執行部より、発熱外来での利用であるとの答弁がありました。

委員より、集会所の維持管理の取扱いが旧町の間で異なっており、合併後18年経過しても統一されていないとの意見があり、執行部より、旧琴南町の集会所について、町管理から地元自治会管理へ移管することで協議しているところであるとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、事務事業報告、窓口業務受付件数、町マイクロバス運行実績などの報告がありました。

委員より、マイクロバスの運行実績で7月が特に多くなっている理由について質疑があり、執行部より、ひまわりまつりの来場者の送迎があったためであるとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質費なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

会議の途中ではありますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で10時45分までお願いします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第8 報告第1号 令和5年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について

○大西樹議長 日程第8、報告第1号 令和5年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率についての件を議題といたします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第1号 令和5年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について、その提案理由を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものであります。

2ページ目を御覧ください。

健全化判断比率についてであります。上段の表のとおりとなっております。実質赤字比率、連結実質赤字比率は昨年度と同様に該当ありませんでした。実質公債費比率は昨年度から微減の8.4となりました。将来負担比率においては昨年度と同様に該当ありませんでした。昨年度同様に全ての指標で基準を下回っており、健全な結果となっております。

次に、資金不足比率についてであります。下段の表のとおりとなっております。こちらの指標も昨年度と同様に全ての公営企業会計において資金不足はない結果となっており、良好な結果となりました。

なお、令和5年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について、8月1日に監査に付しており、その意見書を添付しておりますので、御確認ください。

以上、報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 本件は報告事項ですが、特に質疑がありましたら許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これをもって、本件は報告済みといたします。

日程第9 認定第1号 令和5年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第2号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 1 認定第 3 号 令和 5 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 2 認定第 4 号 令和 5 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 3 認定第 5 号 令和 5 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 4 認定第 6 号 令和 5 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 5 認定第 7 号 令和 5 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第 9、認定第 1 号 令和 5 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 0、認定第 2 号 令和 5 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 1、認定第 3 号 令和 5 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 2、認定第 4 号 令和 5 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 3、認定第 5 号 令和 5 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 4、認定第 6 号 令和 5 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 5、認定第 7 号 令和 5 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上、認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 件について、会議規則第 3 7 条により一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。認定第 1 号から認定第 7 号までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、認定第 1 号 令和 5 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第 7 号までの歳入歳出決算の認定について、概要説明を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が 1 2 6 億 8 9 4 万 4, 7 3 3 円、歳出決算額が 1 2 0 億 9, 0 6 3 万 7, 8 8 2 円となったことから、歳入歳出差引残額は 5 億 1, 8 3 0 万 6, 8 5 1 円で、翌年度へ繰り越すべき財源の 8, 4 4 8 万 9, 0 0 0 円を差し引いた翌年度への繰越額は 4 億 3, 3 8 1 万 7, 8 5 1 円でございます。このうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入金はございません。

また、一般会計における年度末地方債残高は 1 2 8 億 6, 9 4 6 万 7, 0 0 0 円で、前年度比 1 億 3, 9 1 6 万 2, 0 0 0 円の減となっています。主な理由といたしまして、民生費のこども園施設整備事業債 6 億 9, 7 3 0 万円の減などによるものであります。

特別会計においては、起債の償還終了及び地方債発行額の減少により、地方債残高は前年度に比べて1億601万6,000円減の8億3,817万4,000円となっております。

認定第1号から認定第7号までは、地方自治法第233条の3の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

なお、地方自治法第233条の5の規定により、主要施策の成果報告書を併せて提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

要点説明につきましては、会計管理者より説明を行わせますので、審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 会計管理者、國廣美紀君。

○國廣会計管理者 ただいま上程されました認定第1号から第7号のうち、町長から御説明いたしました一般会計を除いた特別会計の決算額につきまして御報告申し上げます。決算書に沿って御説明いたしますので、お手元に配付されている決算書を御用意ください。

それでは、決算書の207ページをお開きください。

認定第2号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計のうち、事業勘定の歳入歳出決算でございます。歳入決算額20億8,220万8,918円に対しまして、歳出決算額20億6,595万2,408円となり、歳入歳出差引残額は1,625万6,510円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度への繰越額は1,625万6,510円でございます。決算額の前年度比は歳入が8.1%の減、歳出が7.5%の減となっております。

次に、249ページをお開きください

令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定のうち、歯科の歳入歳出決算でございます。歳入決算額411万5,999円、歳出決算額は同額の411万5,999円となり、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度への繰越額はございません。決算額の前年度比は歳入歳出ともに0.5%の増となっております。

次に、263ページをお開きください。

令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定のうち、内科の歳入歳出決算でございます。歳入決算額5,443万2,863円、歳出決算額は同額の5,443万2,863円で、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度への繰越額はございません。決算額の前年度比は歳入歳出ともに3.7%の減となっております。

また、国民健康保険特別会計全体の決算額の前年度比といたしまして、歳入が8.0%の減、歳出が7.4%の減でございます。

285ページをお開きください。

認定第3号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額3億3,243万5,346円に対しまして、歳出決算額3億2,132万1,090円となり、歳入歳出差引残額は1,111万4,256円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度への繰越額1,111万4,256円でございます。決算額の前年度比は歳入が5.8%の増、歳出が4.6%の増となっております。

次に、307ページをお開きください。

認定第4号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額26億9,373万1,743円に対しまして、歳出決算額25億6,185万1,662円となり、歳入歳出差引残額は1億8,188万81円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度への繰越額が1億3,188万81円でございます。決算額の前年度比は歳入が1.4%の増、歳出が1.9%の減となっております。

361ページをお開きください。

認定第5号 令和5年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額1億7,314万6,007円に対しまして、歳出決算額1億6,933万3,973円となり、歳入歳出差引残額は381万2,034円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。決算額の前年度比は歳入が7.1%の減、歳出が8.6%の減となっております。

なお、歳入歳出差引残額につきましては、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴いまして、同法の規定による特別会計へ引き継いでおります。

385ページをお開きください。

認定第6号 令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額2,925万1,635円に対しまして、歳出決算額2,454万4,419円となり、歳入歳出差引残額は470万7,216円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。決算額の前年度比は歳入が3.0%の減、歳出が16.3%の減となっております。

また、農業集落排水事業におきましても、地方公営企業法が適用されたことに伴いまして、歳入歳出差引残額を同法の規定による特別会計へ引き継いでおります。

405ページをお開きください。

認定第7号 令和5年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額3,307万6,438円、歳出決算額は同額の3,307万6,438円となり、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額はございません。決算額の前年度比は歳入歳出ともに2.4%の減となっております。

419ページからは財産に関する調書でございます。

なお、執行内容の詳細につきましては、付託予定であります常任委員会におきまして、担当課長より御説明申し上げます。

以上、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

質疑に入る前に、監査委員が議場におられますので、審査の報告をお願いします。

白川皆男監査委員。

○白川皆男監査委員 それでは、決算審査の報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により付された令和5年度まんのう町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の審査を7月10日から8月8日までの30日間にわたり、まんのう町役場第2委員会室ほかにおいて審査いたしましたので、御報告いたします。

審査の方法は主要施策の成果に関する報告書、各会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書などの関係帳簿等により照合審査を行うとともに、所管課に、都度、説明を求め、計数の正確性及び予算執行の適否などを重点に審査をいたしました。

審査の結果は、歳入歳出決算及び書類はいずれも関係法令等に準拠して作成されており、決算の計数につきましても、関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めました。

また、予算の執行及び収入、支出、財産の管理など、財務に関する事務等については、おおむね適正に執行されたものと認められました。

審査内容の詳細につきましては、タブレットに審査意見書を入れておりますので、御確認いただければと思います。

以上が審査の結果となりますが、ここで監査委員の意見も併せて申し上げます。

令和5年度は仲南支所建築設備等改修工事や情報基盤更新業務（琴南サブセンター）、四条公民館増築工事、琴南体育館及び屋外施設照明改修工事などが実施され、歳入総額126億894万5,000円、歳出総額120億9,063万8,000円となっており、經常収支比率は85.8%と前年度より2.5ポイント下降し、実質公債費比率も8.4%と前年度比0.2ポイント低くなっております。いずれも国の示す基準を下回っており、財政運営は良好な状態で推移していると思われるが、合併特例債の発行期限である令和7年度が目前に迫っており、自主財源の確保に努めることはもとより、将来的に町の存続を図る意味においても、本来の財政規模に計画的に近づけていく取組が必要であると考えます。

本町の財政状況は特別会計も含め有利な財源を活用した比較的安定した運営が行われているといえ、健全化判断比率、資金不足比率などの各指数から判断しても良好な自治体経営が図られていると言えるが、今後、自主財源、依存財源ともに大幅な増加は期待できないことから、自主財源を確保するため、公債権、私債権の収納対策を積極的に推進するとともに、不納欠損処分についても関係法令に従い適正な処理を行い、健全な債権管理をす

るよう努めていただきたいと思います。

今回、定期監査、行政監査も併せて行い、公有財産（土地の借入れ、貸付け）の利用状況など台帳で確認したところ、適正な利用目的で有効に活用が行えております。

また、現地調査を行った箇所については、公共施設に入るための進入路や教育関係施設（旧小学校校舎・グラウンドなど）の敷地などとして有効に活用され、利用実績があることも確認しました。今後も利用頻度やその必要性等を十分精査し、適宜、契約内容の見直しに努めていただきたいと思います。

また、任意団体への補助金・負担金についても、団体の事業量が減少したにもかかわらず、予算どおり支出している事例も見られたことから、今後の補助金・負担金の在り方や適正な支出、精算方法について検討していただきたいと思います。

また、任意団体の収支決算書において、補助金などの金額を上回る繰越金が発生している団体があることから、その目的などを考慮し、補助金等の在り方を検討して、当該団体とも協議するよう指導する。

また、町が所有するシステム等のソフトウェアの物品管理の規則に基づき適正に行うよう指導いたしました。施設など（屋外照明、舗装、フェンスなど）の一部改修工事をした場合、改修時期などの情報を施設台帳等に反映されているが、さらなる所管課との情報共有を行い、適切に管理するよう指導を行いました。

令和5年度においては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、エネルギー・食料価格の高騰の影響により、社会状況が目まぐるしく変化していく1年でありました。そのような中で効果的な施策を検討し、物価高騰対策支援金事業、プレミアム商品券発行事業など、まんのう町の未来を見据えた様々な事業を実施したことは大変評価できるものであります。今後も国・県の交付金などの財源確保に努め、効率的な運営と収入の確保に取り組みながら、適正な事務の下、行政サービスの拡充に期待するところであります。

以上が、監査委員の意見となります。

なお、参考までに、決算審査に併せて地方自治法第241条第5項に基づく基金運用状況審査と地方自治法第199条第4項に基づく定期監査、同条第2項に基づく行政監査、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による健全化判断比率及び資金不足比率審査を行っておりますので、その結果を議会に提出しております。各報告書はタブレットに入れられているようですので、御確認いただければと思います。

以上、監査の結果を御報告させていただきます。

○大西樹議長 これをもって、審査の報告を終わります。

これより、認定第1号から認定第7号までの7件に対する質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 誠に年間の財政運営、施策の執行、そして決算審査への資料作成、職員の方々、御苦労さまでございました。

そしてまた、監査委員さんが立派に御見識を発揮されて、的実な課題の指摘、そして対応の方向性を示唆していただきました。地方自治法は町長、執行部と議会と監査委員の3つの連携であり、相互牽制であります。監査委員の意見がこれほど具体的に述べられたというのは、我々は大きな示唆、方向性をいただいた思いで、心より御礼申し上げます。

私はこの決算に対しては賛辞を送りたい。非常に安定した立派なものであります。それゆえになぜ質疑に手を挙げたかと申しますと、決算審査において、常任委員会ごとに個別施策のをやりますけど、財政の全体像の論議というのは全くされない年もあって、残念な思いをしたことがあります。これこそ本会議場でやるべきだという思いが一つあるわけです。

それからもう一つは、財政に対して我々が執行長や議会、そして監査委員があるコンセンサスをつくり上げると、町が方向性を持って、力強く歩めるからと、こう思うわけであります。

まず、質問を申し上げます。この主要施策の成果に関する報告書の1ページ、ここに決算の総額の数字が出ております。成果報告書の1ページを見てください。

実質経常収支比率とか地方財政健全化法に基づく財政健全化指標は監査委員の評価もあり、説明されました。しかし、ちょっと説明がないのが実質収支であります。それから単年度収支であります。それから実質単年度収支であります。この数字の意味を皆で理解できたらと思うわけであります。私は実質単年度収支を非常に重視してまして、これさえ見とけば年度間の財政の均衡、政府で言うプライマリーバランスはこの実質経常収支だろうと思うんですね。ここの3点のところの意味、それをどう執行部が思っているのか、お伺いしたい。

単年度収支が僅か赤字になっておりますけれども、こんなのは全然問題でなくて、町長もちょっとここのところは遠慮がちに申されましたが、そんなことはないと思います。堂々と自信を持って、この意味するところ、解釈をお伺いしたいのであります。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんのただいまの御質問に対してお答えします。

まず、こちらの主要施策の221ページを御覧いただいたらと思います。221ページに用語解説というのがございます。今、御質問があったのが2番の実質収支、それと3番の単年度収支、それと4番の実質単年度収支、このことについて概略を書いております。

まず、実質収支につきましては、歳入歳出の差引きになります。単純に差引き。形式収支と言われますが、翌年度へ繰り越すべき財源を引いた収支でございます。実質収支により黒字、赤字が判断されて、マイナスになると赤字団体となりますが、合併以来、ここが赤字になったことはございません。

次に、単年度収支でございますけれども、そちらに書いてあるんですが、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた額であります。当該年度のみの実質的な収入と支出の差額を意味しており、単年度収支が黒字であることは、新たに剰余金（余ったお金）を生じたり、過去の赤字を解消したことを意味しておりまして、赤字であることは、過去の剰余金が少し減少したということを示しております。

今回、この単年度収支が6, 629万円赤字になっておりますが、昨年度、4年度は5, 491万1, 000円の黒字でありました。これは交互に黒字、赤字、黒字、赤字と、合併以来、交互に繰り返しております。これも実質単年度収支にも言えることなんですけれども、黒字、赤字、黒字、赤字というふうな形で、その年々の財政調整基金の取崩しでありますとか積立額、それによって実質単年度収支のほうは左右されますので、一概にここが議員さんおっしゃったように赤字であるからといって、単にまんのう町はまずい状況だということではないと。長期的に見れば、プライマリーバランスは保たれているというふうに理解しておいていただいたらありがたいなと思っております。

それで、一般の告知放送をお聞きの皆さんが分かりにくいと思いますので、単年度収支を一般家庭の家計に置き換えますと、毎月の給与などの収入がいわゆる歳入でありまして、食費や光熱水費など、支払いが歳出に当たるわけでございます。時には会食やお祝いなどの交際費が発生しまして、その月々単独で見れば赤字になる月もあると思います。その際は、前月までにためていた預貯金などを繰越金から捻出することになるかと思っておりますので、年間で見れば赤字となっていないこともあります。

もっと具体的に言いますと、家庭の月の収入が30万円の御家庭があったとして、1月の支出が電気代、水道代、食費などで半分の15万円であった場合、その月は、1月は15万円が貯金できる額として残ります。これが、先ほど申し上げた預貯金等の繰越金に当たりまして、その月、1月は黒字としてお金が残りますが、例えば2月に30万円の冷蔵庫を購入した場合、当然、その月は2月で見ますと15万円の赤字となります。この場合に、1月は15万円の黒字、2月は15万円の赤字となりますが、3月から12月までは特に大きな支出がなくて通常の収入と支出状況だった場合は、年間で考えると、家計的には黒字となるわけでございます。

単年度収支は一般家庭におけるこの各月ごとの黒字、赤字のことで、月々の黒字ではなく、今までためている預貯金などが考慮されておらず、必ずしもその団体の経営状況を表す端的なものではないということでございますので、御理解いただければと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 毎月の家計に照らしての解説で、非常に分かりやすかったです。財政指標は年度の1年置きに凸凹があるという総務課長の話ですけれども、だから3年分を平均して表現する指標が多いですよ。一遍に悪くなったり、一遍によくなったりするものでもない。非常にある傾向がじわじわ続くというものだと。これは総務課長の話でも理

解していただけたんじゃないかなと思います。

それで次に、主要施策の8ページを見てください。ここに監査委員さんから指摘のありました自主財源、依存財源、一般財源、特定財源、自主財源を伸ばす方向を監査委員さんは指摘されましたね。ここの数字が出ております。8ページの一番下のところを見てください。令和5年度は、令和4年度が自主財源比率が26.3%だったのが35.6%、自主財源比率が大きく上がってるわけですね。25%ぐらい上がってる。監査委員さんの物の見方になれば、これはよくなったんだということになるわけですね。当然ながら依存財源は下がってる。一般財源というのは何にでも使えるお金ですよ、税収とか地方交付税で。特定財源というのは地方債とか政府の交付金とかですね。これなんかも極めてよくなっておる。この原因は、私は満濃南保育園をやって、10億円ぐらいどんとやりました。これで交付金が来たと。それから地方債を借りたというのがあって、それが今年は25%ぐらい普通建設事業が下がってますから、それがここに出てきたんじゃないかと。地方債も政府の交付金も依存財源であり、特定財源ですから、こういう理解でいいのかどうか、ちょっとこのところも執行部と意見をすり合わすというか、見解を交換しておいたらと思うところであります。以上、お願いします。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員様の御質問にお答えします。

1ページのほうに一般会計の決算の特色というのを書いておるんですけども、その2行目のところに、今、おっしゃっていただいたように、過疎事業である満濃南こども園統合事業が終了したため、7億3,410万円、対前年度比皆減したこと、やはりこれが一番大きな要因であるというふうに考えています。なので、その跳ね返りが自主財源が上がったという形になっているというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 これで、次にここを見てもらいたいんですが、町債の状況、主要施策の成果に関する報告書12ページです。ここのところを見ると、町債が令和4年度より令和5年度は借入額は下がっているわけですよ。そして、この現在高を見ると、これが町債の段階は126億円ぐらいになるわけですかね。しかし、実質公債費比率は低いんですよ。ここを見ると、この公債費の中で、地方交付税が裏補填してくれる分が100億円ぐらいある。うちの町が実質払わないかんのが30億円ぐらいだという理解の仕方で、地方交付税の政府が元利償還金を見ってくれる分というのは、今の決算資料の総務省の様式では表されておられません。私はこれを指摘して、総務省の事務次官からA4、6枚の返事をいただきました。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君、これは委員会に付託する案件でございますので、竹林議員さんも総務常任委員会の委員でございますので、そこへ付託しますので。

○竹林昌秀議員 どうでしょうかね。議長、これは執行部がこれから新年度予算を編

成するに際して、財政のところを議会と歩調を合わせといたほうがうまくいくような気がするんです。それでこの場をお借りして、今までのそのところでは個別の施策だけやって、財政の全般の話というのは議会全体で共有することは極めてまれだった。私はそれは痛切の念を抱いております。いかがなものでしょうか。

○大西樹議長 またそれも十分考えまして、これから考えていきたいと思いますので、今日のところはそういうことでよろしくをお願いします。

○竹林昌秀議員 では、ちょっと言い始めましたので。

○大西樹議長 竹林議員、また次回にお願いします。

○竹林昌秀議員 じゃあ、これだけ聞いておきます。大体130億円ぐらいの地方債残高のうち、本町が払わないかんのは30億円程度前後だろうという見通しが狂っているのか、おおむね合っているのか、それだけ伺っておきます。残りについては、総務常任委員会で話させていただきます。お願いします。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

以前、何年か前にそれをお示したときがあると思いますが、大体で言いますとおっしゃるとおりで、30億円から40億円の間が、今、126億円ある借金と言われる地方債残高の中の本当に返さなければいけない金額、あとはやはり過疎債とか合併特例債は7割が地方交付税で措置されますので、そういう部分を引けば、30億円から40億円だと認識しておりますので、認識は合っていると思います。よろしく願いいたします。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ちょっと総務課長にお聞きいたしますが、基金の件なんです。

○大西樹議長 川原議員、ちょっとあまり聞こえんのです。

○川原茂行議員 6番のまんのう町土地開発基金ですね、公社の、これ、廃止になって、そこで持つておる基金についての件について、議会と議論しようというのを、今の気持ちはどういうお考えで進めていこうとされておりますか。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川原議員さんの御質問にお答えします。

主要施策の18ページにある6番のまんのう町土地開発基金のことであると思われま。現在、現在高が2億8,158万4,000円ございまして、それに預貯金を足しますと、およそ3億円ぐらいになるものであります。現在、自治振興課、県のほうと、それとまた近隣、例えば三豊市とか、いろいろなところに聞いて、どういうふうな処理をしているのかを確認している最中でございます。それで、今後、前にお話ししたとおり、議会のほうへ全協か何かで報告させていただいて、この3億円をどうしていくのかというのを報告したり協議したり共有させていただきたいと考えておりますので、大体3月議会ぐらいになると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております認定第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

認定第2号、第3号、第4号、第7号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

認定第5号、第6号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第16、議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号のまんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、会計年度任用職員の処遇改善の一環として、同職員が他の職員と比較して責任の度合いが著しく重いと認められる職務を行う場合などに、給料に加算できる金額の上限を一律1万円から給料月額額の100分の25へと改正するものでございます。

本改正の背景には、かねてより人手不足が逼迫している保育士等において、本来、正規職員が担うべきクラス担任を育児休業等により臨時的に会計年度任用職員が担う場合に、その担任手当額が他自治体と比較して責任の度合い等に見合っていないと考えられることがあります。ついては、保育士等への待遇改善の一環及び逼迫した人手不足の解消による円滑な業務体制の構築のため、本改正を提案いたします。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第17、議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

この条例は、主に子育て世代にある若者がまんのう町内に移住または定住するための住宅取得支援策として平成27年4月より期限付で施行し、途中、令和元年度に期間を5年間延伸してきた補助制度になります。

過去10年間、毎年の補助申請は50件程度で推移し、延べ申請件数は450件を超えております。そのうち町外者からの申請が約4割強を占めていることから、本町の人口減少対策、年少人口・生産年齢人口、税源の確保など、相乗的に地域の活性化に寄与している制度であると考えております。

今回の改正は、本条例の有効期限である令和7年3月31日を令和12年3月31日まで5年間再度延長することで、引き続き、若者の町内への移住・定住を促進するとともに、中古住宅を購入した際の補助率を従来の5%から10%に、上限を50万円から100万円にそれぞれ引き上げ、昨今増加傾向にある空き家の利活用を空き家バンク制度と併せてさらなる活性化を図るものでございます。

また、条例改正に併せて規則や要綱、様式も見直すこととし、申請時の負担軽減を図ります。そのため、従来は規則や要綱で定めていた内容の一部を条例化したことによる改定も含まれております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第2号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第3号 まんのう町農村環境改善センター条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第18、議案第3号 まんのう町農村環境改善センター条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町農村環境改善センターの一部改正につきまして、その提案理由を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、満濃農村環境改善センターの解体工事の施工に伴い、まんのう町農村環境改善センター条例の第2条、第6条、第9条関係の別表から、漢字の満濃農村環境改善センターに関する内容を削除し、改正するものでございます。

なお、施行期日は公布の日からとしております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町農村環境改善センター条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第4号 まんのう町子ども・子育て会議条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第19、議案第4号 まんのう町子ども・子育て会議条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号 まんのう町子ども・子育て会議条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

根拠法令である子ども・子育て支援法が令和5年4月1日に改定されたことに伴い、本条例を一部改正するものでございます。

議案の新旧対照表の右、改正前の第1条及び第2条において、「第77条第1項」及び「法第77条第1項各号」とありますところ、改正後といたしまして、それぞれ「第72条第1項」及び「法第72条第1項各号」と改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第5号 まんのう町公民館条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第20、議案第5号 まんのう町公民館条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号 まんのう町公民館条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、四条公民館の増改築に伴い、新たに設けた多目的ホールの使用料及び冷暖房使用料を改正後の別表のとおり定めるものでございます。

多目的ホールの使用料及び冷暖房の使用額につきましては、午前8時30分から午後5時の使用料を6,500円、午後5時から午後10時の使用料を4,500円、午前8時30分から午後10時の使用料を1万円とするものでございます。

また、冷暖房の使用料につきましては、使用額の2割を加算、本町以外の者が利用するときは、基本料金の5割増と定めるものであります。ただし、町内の同好会などの活動で多目的ホールを使用する際は、利用料及び冷暖房使用料を減免といたします。

なお、使用料等の算定につきましては、満濃農村環境改善センターや近隣市町のホール等を参考に算出いたしております。

また、附則として、施行は和6年10月1日からとっております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 少しお聞きしますが、この四条公民館の多目的ホールの利用料につきまして、なぜ6月2日に落成式を終えて、僅か3か月足らずでこの使用料というものが出てきたのかと。

また、それと金額の算定ですが、近隣市町を参考に算出していると書いていますが、この参考先というのはどこであるのかをお聞きしたいと思います。

○大西樹議長 生涯学習課長、末久誠君。

○末久生涯学習課長 ただいま鈴木議員の御質問にお答えいたします。

6月2日に落成式を終えまして、このタイミングで改正案を出した理由でございますけど、新たに設けた施設ですので、早々の改正が必要であると思い、提案をさせていただきました。

もう一つの、近隣の施設の使用料金をどこと比較したかということでございますけど、比較した施設のほうですけど、公民館にホールを備えておる施設というのを選定させていただきました。その中で、綾川町のほうには昭和公民館、陶公民館、滝宮公民館、羽床公民館、この4件がございます。あとこれに類似しております丸亀市の飯山東小川公民館と丸亀に新たに設けておりますマルタスの多目的ホール、こちらのほうを参考にさせていただいております。以上となります。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 近隣市町の公民館を参考にしていると。でも最後にマルタスというのが出てきたんですけども、これはあくまでも四条公民館の利用料ということですので、先ほど町長が言いましたように、午前8時30分から午後5時で6,500円、午後5時から10時までで4,500円となっておりますが、1時間当たりの使用料金とか、そういった書き方をしてはいただけないのかというところをお聞きします。

○大西樹議長 生涯学習課長、末久誠君。

○末久生涯学習課長 鈴木議員の質問にお答えいたします。

現在、公民館の利用料の設定につきましては、午前8時30分から午後5時という区分と、午後5時から午後10時という区分と、終日の午前8時30分から10時というふうに区分させていただいております。公民館ですので、利用する方に分かりやすくするために、このように設定させていただいております。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 今の課長の答弁では、分かりやすくしていると言いましたが、例えば一番右端の1万円のところですが、午前8時30分から午後10時まで最大借りて1万円ということですよ。例えば午前中2時間だけ借りたら、それでも1万円が要るんですか。最大借りて1万円ということになるんですよ。例えば町外の方でしたら、50%を

増すということは、この時点で1万5,000円、そして、使用料の2割を加算するということは、2,000円で1万7,000円、最大時間を利用して、そういう計算となるんですね。もし使用者の方が2時間、3時間の利用のときの料金というのが、1時間幾らという金額を出していれば分かりやすいのではないのかなということを聞いているんです。

○大西樹議長 生涯学習課長、末久誠君。

○末久生涯学習課長 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

利用料金の設定につきましては、今後、ちょっと検討させていただけたらと思います。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 恐らく基本的には利用者は町内の人たちが多いと思われまふ。この3か月足らずで、実績とかが非常に分かっていないんじゃないのかなと私は思ひます。例えば神野公民館とかであれば、実績を踏まえた上で金額が算出されて、統一されたと思ひます。この3か月足らずで、近隣市町を見ましてこの料金にしましたといつても、これが正しい金額の算定かというのも分からないし、高いのか、安いのかというのも分かりませぬ。もう少し時間をかけて、適正な金額というものを出したほうがいいのではないかと私は言っているんです。

カルチャースクールとか、いろんな説明会とか、そういったことに利用するときにかかる金額だとは思ひんですけども、ちょっとその辺りをしっかりとさせていただきたいと思ひます。

○大西樹議長 ほかに。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 施設の利用料金の設定については、一番肝要は減免措置の弾力的な運用だろうと思ひます。使う目的、内容、集まる人たちを見て、ベテランの館長さんがおいでであるとすれば、従来の慣例とかを円滑に継承していただけるんじゃないかなと御期待申し上げます。

それから、料金は単に高い低いではなくて、施設が提供するサービスの中身、施設の魅力とかがありますから、私も史談会で利用させていただいたら、皆さんおいでとる人、感心してました、ようまんのうこういうのができたのと、場所もええぞというて。そこは自信を持っていただいて、答弁結構ですけれども、そういう物の見方を反映させて関係委員会、関係者とも相談していただいて、円満な地域社会の発展のために公民館が活動するように、社会教育法の理念ですな。生涯学習の目指す方向性、これを発揮していただけたらとお願い申し上げます。答弁結構です。

○大西樹議長 ほかにございませぬか。

○鈴木崇容議員 先ほどの答弁をちょっともらいたいんですけど。

○大西樹議長 生涯学習課長、末久誠君。

○末久生涯学習課長 鈴木議員の質問にお答えいたします。

今回、議会のほうで上程させていただいておりますので、これで審議いただき、また、その料金体系については、今後、検討させていただけたらと思います。以上でございます。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 これ、何もなかったら、令和6年10月1日から施行すると言われていましたが、付託先が教育民生常任委員会ですので、しっかりと委員会の中で審議していただいて、適正な判断をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 ほかに。

1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 先ほど来、利用料金について各議員から質問があったかと思うんですけども、これ、例えば午後16時から借りて18時まで利用した方がいたとします。これは終日料金になるという認識でよろしいでしょうか。

○大西樹議長 生涯学習課長、末久誠君。

○末久生涯学習課長 真鍋議員の御質問にお答えします。

先ほどの利用時間帯におきましての使用料につきましては、午前8時30分から午後10時の利用体系のほうになります。以上でございます。

○大西樹議長 1番、真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 終日料金のところになるということで、この料金が安いのか高いのかという金額の設定はこちらに置いて、使いやすい、僕は時間設定のほうをちょっと考えていただきたいなと思うんです。おおむね8時半から5時とか、9時から5時とか、そういう使われ方をされている、資料でつけていただいているやつを見ても、他の施設、綾川町とかマルタスを見てもそういう時間設定なんだと思うんですけども、全国を見まして、短時間利用に対する時間設定、料金設定というのがやっぱりこういう公民館とかホールとかのところの問題化してきておるので、ちょっとこの時間で、先ほど言いましたように、16時、17時、18時、たった3時間の利用になって、これが1万円になってしまうと。終日利用になってしまうというのは、ちょっと利用者にとって利用しづらいんじゃないかなと考えるわけでありまして。そういうことも含めて、教育民生常任委員会のほうに付託されますので、そちらのほうで議論を進めていただけたらと思います。答弁結構です。

○大西樹議長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第5号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

会議の途中でありますが、ここで議場の時計で1時30分まで休憩いたしたいと思います。よろしく願います。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

○大西樹議長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

生涯学習課長、末久誠君。

○末久生涯学習課長 午前中の鈴木議員との答弁の中で、今後、検討しますとの発言を取り消しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これを許可すること、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第 2 1 議案第 6 号 字の区域の変更について

○大西樹議長 日程第 2 1、議案第 6 号 字の区域の変更についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 6 号の字の区域の変更についての提案理由を申し上げます。

字の区域の変更について、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この字の区域の変更を必要とした理由として、土地改良法第 8 5 条第 1 項の規定により、まんのう町炭所西においてまんのう町土地改良区が事業主体として農地耕作条件改善事業塩田地区を施行したことに伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったため、新字界を定めるものでございます。

それでは、詳細について御説明申し上げます。別紙、字界変更調書を御覧いただきたいと思います。

1、まんのう町炭所西字的場に編入する区域として、炭所西字西ノ岡 2 3 8 6 の一部、2 3 8 7 - 1 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部並びに字的場 2 5 4 4 - 1 に隣接する道路である町有地の全部を炭所西字的場に編入するものであります。

2、まんのう町炭所西字西ノ岡に編入する区域として、炭所西字的場 2 5 4 4 - 1 の一部を炭所西字西ノ岡に編入するものであります。

位置、場所につきましては図面を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 6 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第7号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）

○大西樹議長 日程第22、議案第7号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号 事業変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

次のとおり、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業について契約変更をしたいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

1、変更増の契約金額7,113万6,940円、うち消費税及び地方消費税の額673万5,046円。

2、既契約金額84億9,364万4,683円、うち消費税及び地方消費税の額5億7,352万5,852円。

3、既本契約日、令和5年3月16日。

4、契約の相手方、香川県仲多度郡まんのう町吉野下957番地、株式会社まんでがんパートナーズ代表取締役、野村建輔でございます。

このたびの変更契約の主な内容といたしましては、情報技術活用システム業務のうち、学校用情報教育システムに係るサーバーについて、令和7年3月末でハードウェア保守の期間が満了となるため、サーバー機器等の更新をしようとするものでございます。

また、物価上昇等及び金利改定に伴いますサービス購入費の増額でございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第7号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第23 議案第8号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○大西樹議長 日程第23、議案第8号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました、議案第8号　香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、その提案理由を申し上げます。

令和6年12月2日に現行の被保険者証が廃止されることに伴い、香川県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の3第1項の規定により、香川県後期高齢者医療広域連合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要になったので、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長　これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第8号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第24　議案第9号　令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長　日程第24、議案第9号　令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました、議案第9号の令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億998万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億4,638万3,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表を御覧ください。これは起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加、変更及び廃止分を記載しております。

第3条の債務負担行為は、7ページの第3表を御覧ください。これは地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

第14款国庫支出金4,042万円の増額は、衛生費国庫負担金において、新型コロナウイルス予防接種被害給付費負担金として116万4,000円追加計上し、総務費補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を387万6,000円、衛生費補助

金では、母子保健衛生費補助金及び新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金合わせて3,338万円を増額、土木費国庫補助金では、民間住宅耐震対策支援事業費補助金を200万円増額いたしております。

14ページをお開きください。

第15款県支出金としては418万3,000円の増額です。主な補正といたしまして、農林水産業費県補助金において、新規就農・農地集積事業補助金及び地域を支える集落営農加速化事業補助金を合わせて272万3,000円増額、土木費県補助金において、民間住宅耐震対策支援事業費補助金100万円増額計上しております。

15ページを御覧ください。

第17款寄附金は、第1目において、一般寄附金を100万円増額補正しております。

16ページをお開きください。

第18款繰入金は1,000万円の増額です。これは第1目財政調整基金繰入金を増額計上したことによるものでございます。

17ページを御覧ください。

第19款繰越金5,098万1,000円の増額は、前年度繰越金であります。

18ページをお開きください。

第21款町債は、第8目教育債において、社会体育施設整備事業債を340万円増額計上いたしております。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

19ページを御覧ください。

第2款総務費は826万6,000円の増額です。これは第1項第5目財産管理費において、まんのう町外3ヶ市町山林組合など、3つの山林組合に対しての通常負担金を合わせて516万5,000円追加計上し、第13目情報通信費において、社会保障・税番号制度システム整備費負担金を310万1,000円増額計上いたしております。

20ページをお開きください。

第2款民生費は630万円の増額です。これは第1項第6目隣保館費において、長尾会館駐車場整備工事費として500万円を追加計上し、第2項第5目認定こども園費において、大型スライドルーフテント設置工事費を130万円追加計上いたしております。

21ページを御覧ください。

第4款衛生費は4,126万4,000円の増額です。これは第1項第1目保健衛生総務費において、かりんバス修繕料など、需用費、扶助費、合わせて114万5,000円増額し、第2目予防費において、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業委託料及び扶助費を合わせて3,011万9,000円増額計上いたしております。

第3項第1目上水道費においては、香川県広域水道企業団負担金を1,000万円増額計上いたしております。

22ページをお開きください。

第6款農林水産業費は2,188万8,000円の増額です。主なものといたしまして、第1項第3目農業振興費において、多様な農業人材支援事業補助金など、合わせて689万円を増額計上、第5目農地費においては、香川用水経常費賦課金を378万8,000円増額計上いたしております。第2項林業費においては、塩入三野線測量業務委託料、林道草刈作業等委託料、資材費を合わせて1,105万円増額計上いたしております。

23ページを御覧ください。

第7款商工費は、第1項第1目商工総務費において、高齢者婦人活動センター修繕料を52万円追加計上いたしております。

24ページをお開きください。

第8款土木費は1,786万6,000円の増額です。これは第2項第2目道路橋りょう維持費において、車借り上げ料、仲南地区の町道維持補修工事費、合わせて480万円を増額し、第3目では、町道改良工事設計等委託料を350万円増額、第3項第3目河川改良費において、河川整備工事費を350万円増額、第4項第2目公園費においては、かりんの丘公園の施設修繕費を190万円増額計上し、第5項住宅費では、手数料を16万6,000円、民間住宅耐震対策支援事業費補助金を400万円増額計上いたしております。

25ページを御覧ください。

第10款教育費は1,388万円の増額です。主なものといたしましては、第2項小学校費において、満濃南小エアコン等修繕に係る設計費、工事費及び仲南小学校浄化槽制御盤・汚水中継ポンプ修繕に係る設計費、工事費、合わせて880万円を増額補正しており、第5項社会教育費においては、まんのう町立図書館駐車場造成工事現地測量業務委託料、計画策定業務委託料を合わせて100万円追加計上し、第6項保健体育費では、吉野体育館空調設備工事実施設計業務委託料を320万円追加計上しております。

なお、27ページに地方債の現在高等に関する調書を添付しておりますので、お目通しのほど、よろしく願いいたします。

以上、議案第9号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしく願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 所管委員会でないところを簡単にお答え願えたらと思います。

農林水産業費で新規就農農地集積事業費の補助金の増、地域を支える集落営農加速化事業費補助金の増とあります。事業自身には御期待申し上げるんですが、具体的にこんなことをするというのを幾つか例を挙げていただいたらと思います。

それからもう一つですけれども、教育委員会で「明日も学校に行きたくなる学校づくりプロジェクト」増、非常に結構なことだと思います。文科省は教育支援学級を町単位ではなくて学校ごとにつくるような通知を出したりしておりますね。それとの関連をちょっと、なかなか難しいとは思いますが、それも聞いておいたら。

それから、学力向上モデル校というのは、これはうちの町が申請したんですか、それとも県教委からお勧めがあったのか、学力向上モデル校の中身を簡単に御説明いただけたらと思います。以上です。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 ただいまの竹林議員の御質問に対しまして、農林課からお答えしたいと思います。

まず、農業振興費の事業の増額分でございますが、さきに申し上げましたとおり、香川県が新たに創設した多様な農業人材認定制度の支援として計上しているわけですが、まんのう町から9月1日、第1次認定8名ほどおいでまして、その方々の中でトラクターとかあぜ塗り機、ハンマーナイフモア、また、スピードスプレーヤーなどの機械の導入の計画があるということで、早急に対応できるように増額したものでございます。

また、もう一つが地域を支える集落営農加速化事業での増額分でございますが、これにつきましては、まんのう町が進めております地域計画の中で、町がアドバイザーとして入っている団体が事業の認定を受けることができるということで、ひまわり振興協議会、それとそば生産振興会がそれぞれ農機具などをそろえるということに対して使うものでございます。以上でございます。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

まず、まんのう町で今年2つの大きい指定というか、手を挙げたものですが、長炭小学校のほうで「明日も学校に行きたくなる学校づくりプロジェクト」、それから、満濃中学校のほうで学力向上モデル校のほうを指定を受けてますけど、これはいずれも学校のほうから手を挙げたものです。それで、県のほうからいろんなものもやってみないかと来るんですけども、今回、2つ。

長炭小学校のほうは、これはいわゆる不登校の未然防止、あるいは不登校の解消で、なった場合の、そのためにどういう取組ができるかということでやっておるわけです。だから、子供たちが学校へ楽しんで来るために、どんな行事であるとか、どんな学校内のことができるか、あるいは、不登校ぎみの生徒に対してどういう支援ができるか、総合的に含めていろいろ研究をやるものでございます。

満濃中学校のほうの学力向上モデル校については、これは国際理解教育推進校として手を挙げております。これについては、台湾の屏東大学との満濃中学校生徒の交流でありますとか、シンガポールへ中学生を派遣しています。この辺りを含めたものと、今、満濃中学校のほうは全学年オンライン英会話もやっています。そのところを総合的に含めて、子供

たちに英語だけでなく、国際的な文化とか理解とか、そういうものを含めて、どのようなプログラムでやっていけば国際理解が深まるかというような研究を進めるものがございます。どうぞよろしく願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 農林課の対応、誠に心強うございます。2つとも重要なことで、的確な進展を御期待申し上げます。

教育委員会も立派な予算で、現場から声が上がるとするのは非常に意欲に満ちた学校運営がなされていることだと心より敬服申し上げます。

中学生が随分活躍してはいますが、これはこども園から小学校とかの、その集大成が中学生に結果が出るので、町全般の児童生徒、子供たちがうまくいってるんじゃないかと期待を申し上げているわけです。その中でこうした新しい取組をされること、不登校は本当に全国的な大問題で、統計に上がってない数字が山ほどあると言われておりますから、そこで早めに手を打たれること、心より御期待申し上げます。誠にありがとうございます。よろしく願いいたします。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○大西樹議長 日程第25、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 人権擁護委員候補の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

1名は、住所、まんのう町造田、氏名、田中淳です。

もう1名は、住所、まんのう町七箇、氏名、和泉正浩です。

人権擁護委員は、人権擁護委員法を根拠とし、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましては、現在、8名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されているところであります。

また、人権擁護委員の任期は3年ですが、琴南地区、田中淳氏が令和6年12月31日をもって任期満了になりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き、同氏を人権擁護委員に推薦するものであります。

同氏は地域において積極的に様々な活動に参加し、地域社会で信頼されております。人

権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから、適任であると考えております。

次に、現人権擁護委員の仲南地区近藤玲子氏が令和6年12月31日の任期満了をもって退任されることに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、仲南地区、和泉正浩氏を後任者として推薦するものであります。

同氏はこれまで青少年の健全育成活動に積極的に参加されてきており、人権擁護委員としても熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足りる人格、見識や、中立公正さを兼ね備えていることから、適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

委員会付託及び討論を省略し、採決することに決定いたしました

それでは、お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任として答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と答申することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、9月5日、午前9時30分といたします。本議場に御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月4日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員